○国土交通省告示第九十九号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第二項第一号ロの規定に基づき、同号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

なお、建設業法施行令第三十八条の規定に基づき免除の範囲を定める件（平成六年建設省告示第千四百三十七号）及び建設業法施行令第三十六条第二項第一号ロ⑴から⑷までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十六号）は、廃止する。

令和三年二月二十二日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

一　建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した者又は社団法人日本建設機械化協会の行う平成六年度から平成十四年度までの二級建設機械施工技術研修の修了試験に合格した者であって、次のいずれかに該当するもの

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）を卒業した後建設機械施工管理に関し受検しようとする種別に関する九月以上の実務経験を含む一年以上の実務経験を有する者であって、在学中に施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号。以下「規則」という。）第二条に定める学科を修めたもの

ロ　学校教育法による大学を卒業した後建設機械施工管理に関し受検しようとする種別に関する九月以上の実務経験を含む一年六月以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

ハ　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後建設機械施工管理に関し受検しようとする種別に関する六月以上の実務経験を含む一年以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。）第三条に規定する高度専門士を称するもの

ニ　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後建設機械施工管理に関し受検しようとする種別に関する九月以上の実務経験を含む一年六月以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもののうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの

ホ　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。以下同じ。）受検しようとする種別に関し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年以上の実務経験を含む二年以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ヘ　学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

ト　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種別に関し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年以上の実務経験を含む二年以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

チ　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

リ　旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種別に関し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年以上の実務経験を含む二年以上の実務経験を有する者

ヌ　旧専門学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者

ル　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

ヲ　学校教育法による専修学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ワ　学校教育法による専修学校を卒業した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有する者であって、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

カ　旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科、旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であって、受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有するもの

ヨ　旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者

タ　旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有する者

レ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による試験、旧大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による試験に合格した者であって、受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有するもの又は建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する二年三月以上の実務経験を含む四年六月以上の実務経験を有するもの

二　社団法人日本建設機械化協会の行う平成六年度から平成十四年度までの二級建設機械施工技術研修の修了試験に合格した者であって、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第二項第一号イ⑴から⑷までのいずれかに該当するもの

三　その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附　則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。